

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・変更届を
提出される前に下記の確認をお願いします。

〔1 一般事業主行動計画の内容〕

〈300人以下企業の場合〉

- 1つ以上の数値目標を定めている。

〈301人以上企業の場合〉

- ①と②の区分ごとに1項目以上（計2項目以上）選択し、それぞれ関連する数値目標を定めている。

（※①は女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、②は職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境整備の環境）

〈企業規模にかかわらず、行動計画を策定する全ての企業〉

- 行動計画の内容は、男女雇用均等法に違反していない。
※募集・採用・配置・昇進等において女性労働者を男性労働者に比べて優先的に取り扱う取組については、雇用管理区分ごとに見て女性が4割を下回っている場合など、一定の場合以外は、法違反として禁止されています。女性が4割を上回っている雇用管理区分において女性の活躍を推進しようとする場合は、男女労働者をともに対象とした取組とする必要があります。

〔2 一般事業主行動計画の公表〕

- 「女性活躍推進企業データベース」または「自社のホームページ」等で行動計画を公表している。

※サイトへの更新申請等を行うだけでなく、外部から閲覧できる状態になっているか、必ず確認を行ってください。

〔3 女性の活躍推進に関する情報の公表〕

〈300人以下企業の場合〉

- ①と②の全項目から1項目以上選択し、「女性の活躍推進企業データベース」または「自社のホームページ」等で公表している。

（※①は女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供、②は職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境整備の環境）

〈301人以上企業の場合〉

- ①から「男女の賃金の差異」を含む2項目以上、②の区分から1項目以上を選択し、「女性活躍推進企業データベース」または「自社のホームページ」等で公表している。

※以後、おおむね年に1回以上更新が必要です。

※いつの時点の情報なのか分かるよう更新時点を明記してください。

〔4 一般事業主行動計画策定・変更届の届出について〕

労働局に提出する書類

「一般事業主行動計画策定・変更届」（様式第1号）

※一般事業主行動計画の添付は不要です。なお、策定・変更届の記入に当たって、「目標及び取組の内容の概況」の記入を省略したい場合には、一般事業主行動計画を添付してください。

一般事業主行動計画の内容が適切であるか、社内で十分検討・点検の上、策定届の届出を行ってください。

※受理印を押印した一般事業主行動計画策定・変更届の写しが必要な場合は、返信用封筒(切手貼付)の同封をお願いします。

⇒行動計画策定届の届出先

〒892-0835

鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎2階

鹿児島労働局 雇用環境・均等室

担当：雇用均等指導員 宛て

〔5 えるぼし認定について〕

行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に「えるぼし認定」を受けることができます。

策定届を届出したことや、行動計画の目標を達成したことをもって認定を受けられるものではありません。

詳しくは、パンフレットをご覧ください。

(下線部リンク先：「女性活躍推進法」→「認定を取得しましょう！」)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/#pam-01>



〔6 社会保険労務士が一般事業主行動計画策定・変更届の提出を事務代理または提出代行する場合〕

開業社会保険労務士等が、事業主等に代わって、一般事業主行動計画策定・変更届の提出について事務代理または提出代行を行う場合には、名称表示等が義務付けられています。

下記の例を参考にして、定型印を押す等により、必ず名称表示等を行ってください。

【名称表示の例】欄外余白に行うこと

作成した場合は作成年月日を記載してください

必ず記名してください

○年○月○日作成	社会保険労務士（鹿児島県社会保険労務士会）	
提出代行者	氏名 △△ △△	TEL
事務代理者		○○○-○○○-○○○○

提出代行の場合「提出代行者」、事務代理の場合「事務代理者」と表示してください

鹿児島労働局では、名称表示がない場合等、社会保険労務士法に基づいた適正な委嘱業務であるかどうかの確認が困難な届出を受けた場合、届出内容についての問い合わせ及び書類の返送等を、事業主あて直接行うことがあります。

ご不明な点は鹿児島労働局雇用環境・均等室（TEL:099-223-8239）までお問い合わせください。